

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況（2024年5月31日）

① 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしております。

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社は、法令及び定款に基づき、会社の機関として、株主総会及び取締役、取締役会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会及び会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることをそれぞれの立場から確認する体制を基本とする。
- ii 当社は、取締役の義務と責任を具体的に列挙したコンプライアンスに関する確認書を作成し、取締役は定期的に当該確認書を取締役会及び監査役会に提出する。
- iii 当社は、法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本方針・行動規範として制定した「イエローハット憲章」に基づき、反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とする。当社及びその子会社から成る企業集団は、基本方針の下、当社の総務部門に情報を一元管理し、警察等の外部機関や関連団体と連携を図りながら、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理することを定める規程を整備し、取締役及び従業員は当該規程に従う。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社は、リスクに関する意識の浸透、リスクの早期発見及び顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めた規程を整備する。
- ii 当社は、全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置し、リスクマネジメントに関する全社方針を定めるとともに、各部署のリスクマネジメントに関する計画の立案・実行を支援する。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、取締役は、目標達成に向けて実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。
- ii 取締役は、ITを活用した経営情報システムを構築し、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社は、「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、

従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。

ii 当社の内部監査部門は、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。

iii 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

へ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

i 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1) 子会社は取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役及び従業員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。また、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査し得る体制とし、内部監査部門は直接当社の代表取締役に報告する体制とする。なお、内部監査部門は、同様の報告を監査役及び監査役会にも行う。

2) 当社は、当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を定期的を開催し、情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施する。

ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの財務リスク回避を目的とする財務リスク管理規程を制定し、当該規程に定める定期的な財務リスク評価委員会によるリスク管理に努め、必要とされる課題及び対策を協議する。

iii 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務遂行に資することを目的に、当社グループの管理運営に関する基本的事項を含む管理規程を制定する。

iv 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、当社が制定する「イエローハット憲章」に基づき、子会社の取締役及び従業員が社会的役割と責任を果たすよう努める。

2) 当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通のグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。

ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

i 取締役は、監査役又は監査役会の求めに応じて、その職務を補助するために、必要な人員を配置する。

ii 監査役及び監査役会の職務を補助する従業員は、当該職務については、取締役の指揮命令を受けない。また、当該従業員の処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない。

チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底する。

リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

i 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

1) 取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面若しくは口頭にて監査役又は監査役会に報告する。

2) 監査役及び監査役会は、必要に応じ、いつでも取締役又は従業員に報告を求めることができる。

ii 子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1) 子会社の取締役及び従業員は、法令・定款に違反する、又はその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼし得る重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査役に報告する。

2) 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を定期的に当社の監査役に報告する。

3) 当社の内部通報担当部門は、当社グループの従業員による内部通報について、当社の取締役会及び監査役会に対し、定期的に報告を行う。

ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査役への報告をした当社グループの従業員が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理する。

ヲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役及び従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当事業年度においては、取締役会を 14 回、監査役会を 18 回開催し、取締役の職務の執行が適法、適正に行われていることを確認しました。また、専門的知見を有する社外取締役 3 名及び社外監査役 2 名を選任し、監督機能の実効性を高めております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

リスク管理関連の規程に基づき、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制について、危機管理委員会を 2 回、財務リスク委員会を 2 回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等を実施いたしました。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

毎月開催される取締役会において、各取締役より月次の業務執行の状況報告がなされ、状況に応じて適宜改善策が検討されております。取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料の事前配布並びに必要なに応じて議案の事前説明を実施いたしました。また、社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努めました。さらに、従業員の遵法意識向上のため、毎月 1 回、「コンプライアンス便り」を発信いたしました。

ヘ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制について

当社の取締役及び従業員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制が整備されております。また、当社において子会社の稟議申請書等の管理を行っており、その営業活動及び決裁権限等を把握し、一定基準の該当する重要事項については子会社の機関決定前に当社の重要な会議における報告を義務付ける等適切な経営管理を実施しております。さらに、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査を行い、直接当社の代表取締役並びに監査役及び監査役会に報告をしております。当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を当該事業年度において 2 回開催し情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施いたしました。

ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項について

社内規程において、監査役が内部監査室所属の従業員に監査業務の補助を命じることができる旨を定め、配置いたしました。当該従業員は、当該職務について、取締役の指揮命令を受けず、処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない旨、周知いたしました。

チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底いたしました。

リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制について

取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等について、社内規程に従って書面若しくは口頭にて監査役又は監査役会に報告をしております。さらに、社内規程に従って、当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通の内部通報ホットラインを設置・運用を行っております。

ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

社内規程において、前号の報告をした従業員の秘匿性をできる限り維持するとともに、当該従業員に対する報復措置や不利益な処遇を禁じております。

ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針について

社内規程において、監査役の職務の執行について生ずる費用について、当社の経費として費用を支出できるよう定め、監査役の請求に基づき速やかに処理しております。

ヲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

以上、第 66 期において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。